

質問書に対する回答

(件名) 東京湾アクアライン連絡道 金田高架橋耐震補強工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	参考図 637~652/667 (ライナープレート詳細図)	P1 6~P2 2のΦ6.5mのライナープレートは平面的に重なっています。先行で施工した橋脚の均しコンクリートは、後行での橋脚掘削時に撤去する必要がありますが、均しコンクリートの撤去および搬出・処分の費用は単価項目に含まれていると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	均しコンクリートの撤去および搬出・処分の費用は単価項目に含まれます。
2	数量計算書 岩根西高架橋	2023/3/31の記載の質問回答No.3において、「土工数量の設計数量に余堀量及び土留背面の裏込め数量は含まれておりません」となっています。設計数量には余堀及び裏込めが含まれていないが、単価項目の中には余堀及び裏込めに関する費用が含まれていると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	余堀及び裏込めに関する費用は単価項目に含まれます。
3	数量計算書 岩根西高架橋	土工（ライナープレート掘削）には、余堀及び裏込めに加えて、最上段には固定コンクリートも必要と思われませんが、設計数量には余堀及び裏込め、固定コンクリートが含まれていないが、単価項目の中には余堀及び裏込め、固定コンクリートに関するすべての費用（設置・撤去・処分）が含まれていると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	そのとおりお考えいただきましても差し支えございませんが、ライナープレートは、井桁による頭部固定を予定しております。設計数量には余堀及び裏込めは含まれておりませんが、単価項目の中には、余堀及び裏込め、ライナープレートの頭部固定に関する費用は含まれます。
4	特記仕様書23-2-1 (2)、24	特記仕様書23-2-1(2)では特殊部A1、A2に使用するライナープレートは購入材となっています。特記仕様書24にある仮設材等運搬費B（仮設材等（ライナープレート等）の運搬に要する費用）はライナープレートを現場まで搬入する運搬費と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	そのとおりお考えください。
5	特記仕様書23-2-1 (2)	特殊部A1、A2に使用するライナープレートはスクラップ処分と考えてよろしいでしょうか。この処分に関する費用は単価表の特殊部A1、A2において計上されていると考えてよろしいでしょうか。異なる場合、処分方法および計上箇所をご教示願います。	構造物掘削 特殊部A1、A2に使用するライナープレートの処分に関する費用は、単価項目に含まれておりません。別途協議対象となります。